

「公民連携推進のための基本的な考え方」の改訂について

本市の「公民連携推進に関する基本的な考え方」については、平成24年2月に策定し、平成29年1月に改訂をしています。

平成29年における改訂の際には、「経営改善方針による取り組み」や、「国の要請を踏まえた『公民連携事業手法優先的検討の実施』」についての追記をはじめ、「定員適正化による取り組みの修正」や各種文言の時点修正を行いました。

策定から、10年が経過し、本市を取り巻く環境も変化していることや、総合計画における市政運営の基本的な考え方が変わったことから、本考え方を改訂する必要があります。

#### 【参考】茅ヶ崎市における公民連携推進の理念

すべての事業について、ゼロベースでの見直しを行い、行政が実施するよりも効率的かつ効果的な事業の実施が見込めるものについては、積極的に民間に委ねることを基本とした上で、次の3点を理念としています。

- ①民間団体、民間事業者、行政の役割分担を最適化し、相互の関係性を変化させていくことを通じて効率的で効果的な行政運営を実現する。
- ②単に行政組織のスリム化や財政支出の削減だけを目的とするものではなく、市民や受益者の負担に対するサービスの価値の最大化を追求する。
- ③民間のノウハウを活かし、まち全体が持続的に発展できる新たな枠組みを創る。

## 1 改訂の背景

### (1) 社会経済状況の変化

人口減少や少子高齢化の進行等による構造的課題に直面する中でも、市民サービスの最大化と持続可能な自治体運営を実現するため、公民連携が全国の自治体でも、より一層の広がりを見せています。

本考え方策定時においては、「新しい公共の形成」の考え方を踏まえ、市民が求める公共サービスに対し、行政だけでは担いきれない部分については、民間の力を活用し、多様な担い手によるサービスの提供を目指してきました。

その考え方は、現在も残ってはいるものの、むしろ人口減少や税収減に伴い、公共サービスの必要性を改めてゼロベースで見直しをした上で、限りある財源をいかに有効に活用するかといった視点で、サービス提供体制の見直しを行う動きとなっています。

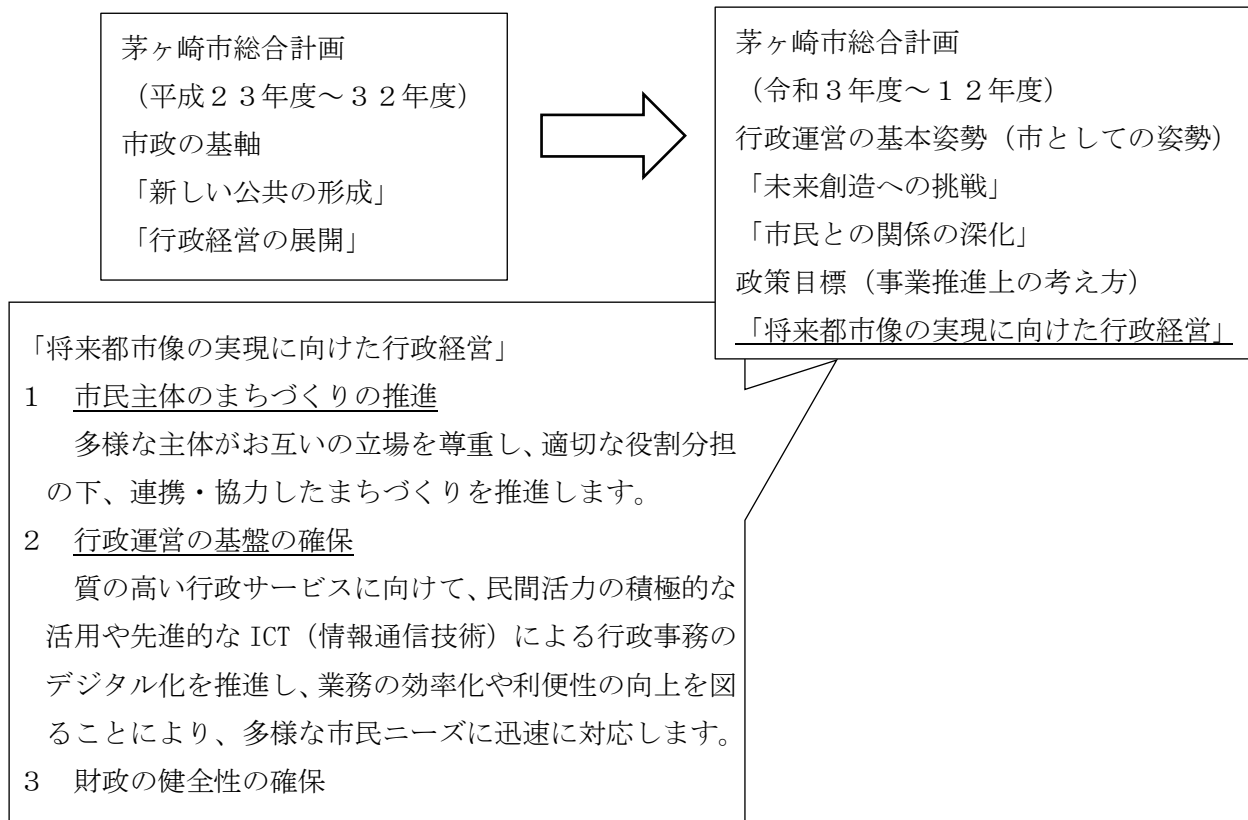
### (2) 茅ヶ崎市の現状

#### ア 総合計画における考え方

本市では、これまできめ細かで安定的な行政サービスを提供するため、市民との協働や他自治体との広域連携、民間事業者との公民連携を積極的に進めてきました。社会の成熟化に伴い、地域課題が多様化・複雑化する中で、一つの自治体や行政組織だけでは解決できない状況が、今後さらに進むことが予測されます。これまでの連携や協働を一層深化させ、各主体の双方向のコミュニケーションを密にし、それぞれの力が発揮される地域社

会を構築するとともに、これらへの率先した取り組みを通して、本市が湘南地域全体の維持・発展の一翼を担う都市としてのさらなる進化を目指す必要があります。

また、茅ヶ崎市総合計画における理念が、次のように変化しています。本考え方は、前総合計画に掲げた「新しい公共の形成」と「行政経営の展開」の実現に向けて、多様な主体の自立的活動と行政との連携・協働を通じて担われる市民サービスを持続的・安定的に提供する環境づくりを効果的に進めていくための指針としてきましたが、新しい総合計画の理念を踏まえた位置付けの見直しを行う必要があります。



#### イ 経営改善方針（2017年度版）における考え方

持続可能な基礎自治体の確立を基本コンセプトに、経営改善を進める重点事項の1つに、「事業実施主体の最適化」を掲げ、ライフスタイルの多様化等に伴う市民ニーズの変化に対応するために、これまで行政が提供してきたサービスをゼロベースで見直すとともに、業務プロセスの見える化及び最適化を行い、行政が直営で実施するよりも効率的または効果的な事業の実施が見込めるものについては、積極的に民間活力を活用することとしてきました。

#### ウ 財政健全化緊急対策における考え方

厳しい財政状況の中にあっても、自治体運営を将来にわたり持続可能なものとするとともに、新たな行政需要に的確に対応することのできる体制を整えるために、市の歳出削減策の取り組みの1つに「民間活力活用の加速化」を位置付け、行政が直営で実施すべきか、民間を活用すべきか、費用対効果を十分に検討した上で、民間活力を積極的に活用することとしています。

## 2 公民連携推進に関するこれまでの本市の主な取組

### (1) 指定管理者制度導入施設の拡大

管理手法の見直しや、有料化導入等のタイミングに合わせて、柳島キャンプ場や市営駐車場等に指定管理者制度を導入してきました。

### (2) P F I 事業の実施

柳島スポーツ公園を P F I 事業により実施し、開設後は指定管理者制度に基づき管理・運営を行っています。

### (3) 浜見平地区複合施設整備事業

事業用定期借地と公共施設賃貸借による官民合築の施設として建設し、運営を行っています。

### (4) 新たな地域コミュニティの取り組み

市内各地区に設置された地域における協議の場（まちぢから協議会）をとおして、地域の絆づくりを進め、多くの市民が自分の地域や地域での活動に関わりを持っていただくことを目指して取り組んでいます。

### (5) ネーミングライツ

新たな財源を確保し、市有施設の持続可能な運営に資するため、第一カッターきいろ公園（中央公園）、ちがさき柳島キャンプ場（茅ヶ崎市柳島キャンプ場）にネーミングライツを導入しました。

### (6) 協働推進事業の実施（現在休止中）

市民活動団体等との協働による地域課題解決を目指し、協働推進事業を実施してきました。

### (7) 提案型民間活用制度の実施（現在休止中）

民間事業者等が創意工夫を発揮しつつ、良質な市民サービスが提供できる環境整備を目指すとともに、事業実施主体の最適化を図るため、提案型民間活用事業を実施してきました。

## 3 これまでの取組に対する評価

公民連携推進の進捗を評価する手法の1つとして、茅ヶ崎市経営改善方針において「事業実施主体の最適化」を重点事項として位置付け、評価を行ってきました。

重点推進事業に占めるA評価の割合、行革効果額における成果のいずれの視点においても、次の表のとおり、経営改善方針の取り組み開始当初よりも伸びており、本市における事業実施主体の最適化は進んでいるものと評価することができます。

※経営改善方針における「事業実施主体の適正化」の効果

	経営改善方針 (H25年度～27年度)	経営改善方針(2015) (H28年度～30年度)	経営改善方針(2017) (H30年度～R2年度)
重点推進事業に占めるA評価の割合	約45% (23事業/51事業)	約52% (16事業/31事業)	約71% (15事業/21事業)
行革効果額			
(上) 推計額	234,319,221円	643,684,575円	147,042,036円
(中) 実績効果額	214,120,229円	643,851,065円	186,425,966円
(下) 効果	99%	100%	126%

4 改訂後の考え方

本市では、これまでも公民連携の推進を図っており、公民連携手法により実施した事業について成果はあったものの、市全体としては、引き続き公民連携に取り組む必要があります。

また、公民連携は行政運営を持続的、効果的に行うために重要であることから、総合計画に掲げる「市民主体のまちづくりの推進」「行政経営の基盤の確保」に向けて、取り組むこととします。

なお、公民連携に取り組むにあたっては、次の内容を目指すべき方向性とします。

○公民連携による事業実施が、市民・民間事業者・市の3者のいずれにもメリットがあるよう留意しつつ、長期的な視点で費用対効果等を生み出せるよう精査した上で実施する

○公民連携を推進することで、市民活動や地域経済などの活力を増加し、まち全体の持続的な発展を目指す。

○行政組織のスリム化や財政支出の削減の視点でも取り組む。

○公民連携による事業実施にあたっては、最適な手法を採択する。